

議 第 8 号

ヤングケアラーへの支援の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
こども政策担当大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護等を日常的に行う18歳未満の子供、いわゆるヤングケアラーについては、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任等を負うことから、健全な心身の発育や学業、進路等に影響があることが指摘されている。

こうした中、国が令和3年3月に公表した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」によると、中学生の約6%、全日制高校生の約4%が世話をしている家族がいると回答しており、そのうち、6割以上が誰にも相談したことがないと回答している。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることや本人等に自覚がないことなどから、支援が必要であっても表面化しにくいいため、スクールソーシャルワーカー等がヤングケアラーを早期に発見し、関係機関が連携して適切な支援につなげていくことが重要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、ヤングケアラーへの支援を強化するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 ヤングケアラー自身が相談しやすい環境整備に向け、相談窓口等について広報・周知すること。
- 2 国や地方公共団体、関係機関等が相互連携を図り、社会全体でヤングケアラーを支援する仕組みを構築すること。
- 3 ヤングケアラーへの速やかな支援につなげるため、スクールソーシャルワーカー等の増員や研修に係る費用等に対する必要な財政措置を講じること。